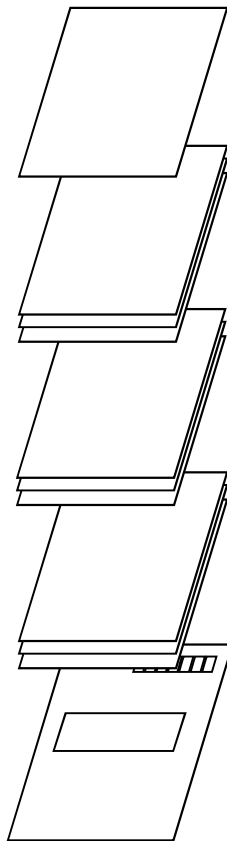


書類の重ね方



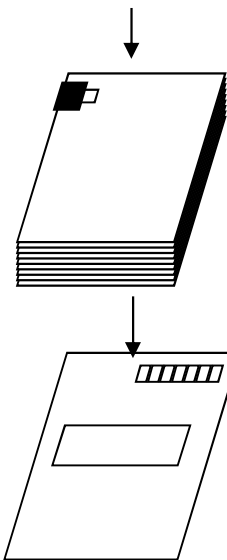
← <事業所用取りまとめ票>を一番上にする

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書
← 申請者Aさんの書類
書類番号1～8の順になるようにする

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書
← 申請者Bさんの書類
書類番号1～8の順になるようにする
※申請者(A、B・・・)については、(様式1-2)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に記載の順にしてください。

← 登録特定行為事業者登録申請
書類番号1～8の順になるようにする

← 最後に9(返信用封筒、表面に事業所の住所担当者名記載し、必要な切手を貼付したものを1つ入れる(封筒は二つ折り可)。
※1人～4人分 の申請の場合 390円
5人以上の申請の場合 480円
(認定特定行為業務従事者認定証を送付する際の返信用封筒です)



← 全部重ねたら、左上をクリップでとめる

← 角2封筒（角形2号）に入れて郵送する
※持参も可ですが、面談が必要な場合は、事前に電話で予約してください。

↓宛名は、この票を切って、封筒に貼っていただいても結構です。

〒990-8570

山形市松波2-8-1

山形県健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当 行

※たんの吸引等登録関連申請書在中